

印西市と国立研究開発法人国立環境研究所との
グリーンインフラ及びNbSの推進に向けた連携協定書

印西市（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、グリーンインフラ及びNbS(Nature-based Solutions)の推進のため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、グリーンインフラ及びNbSを効果的に推進し、自然を活用した地域づくりとそれを支える科学研究を発展させるため、本協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）グリーンインフラ及びNbSの導入・活用に関する調査・研究に関すること。
- （2）グリーンインフラが有する多面的機能（防災・減災、環境保全、暑熱緩和、地域振興等）の評価及び可視化に関すること。
- （3）地域の生物多様性の保全及びネイチャーポジティブの推進に関すること。
- （4）グリーンインフラ及びNbSに関わる人材の育成及び交流に関すること。
- （5）グリーンインフラ及びNbSに関する情報の収集、発信及び普及啓発に関すること。
- （6）その他、本協定の目的を達成するために必要と認められる事項。

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る具体的な取組内容及び実施方法は、その都度協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、本協定は同一内容で更に1年間更新されるものとし、当該更新は本協定の締結日から起算して5年間を限度とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月11日

甲 千葉県印西市大森2364番地2
印西市
印西市長 藤代健吾

乙 茨城県つくば市小野川16番地2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島義人